

博物館評価について

博物館法第9条に基づき、博物館が、当該博物館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものです。

栃木県立博物館では、試行として平成27（2015）年度実績に関する自己評価を実施し、その結果を博物館協議会に諮り、御意見をいただき、平成28（2016）年度実績の評価から本格実施に移行しました。

5年が経過し、時代の変化や当館の特色を生かした項目の見直しが必要との意見があったことから、令和2（2020）年度に博物館評価項目の見直しを行い、令和2（2020）年度実績の評価から、見直し後の項目等で評価を行っています。

評価方法について

当館による自己評価及び栃木県立博物館協議会による外部評価により行っています。

- ・自己評価は、目標の達成状況について、定性的評価及び定量的評価を行うものです。
- ・外部評価は、自己評価結果の妥当性を検討し、今後のあり方に関し、助言を行うものです。

評価の結果

栃木県立博物館評価シート（令和5年度実績）

栃木県立博物館評価シート

1. 定性的評価

目標値:チェックリスト評価項目 1項目3点
達成値:a評価 3点 b評価 2点 c評価 1点 で計算
評価基準 A:比率90以上 B:比率89~80 C:比率80未満

総括

評価項目		目標値(a)	比率	評価	備 考	R4
		達成値(b)	(b/a×100)			
1 資料の収集・保管	(1) 資料の収集	15	100.0	A		A
		15				
	(2) 資料の保存管理	24	91.7	A		A
		22				
2 調査研究		12	91.7	A		B
		11				
3 展示・普及教育活動	(1) 共通	9	88.9	B	障害者対応のハード改修は今後も課題(障害者用トイレのロック等)	B
		8				
	(2) 常設展・企画展等	24	100.0	A		A
		24				
	(3) 普及教育活動	15	100.0	A		A
		15				
4 施設の計画的な整備・維持管理		24	95.8	A		A
		23				
5 情報の発信と公開		18	94.4	A		A
		17				
6 県民参加		15	93.3	A		A
		14				
7 効果的・効率的な管理運営		12	100.0	A		A
		12				
8 中核的博物館としての機能充実		24	100.0	A		A
		24				

内訳

評価項目		a評価	b評価	c評価	備考
1 資料の収集・保管	(1) 資料の収集	5	0	0	
	(2) 資料の保存管理	6	2	0	地学収蔵庫の空調は未対応 データベースはR6より新システムに移行済
2 調査研究		3	1	0	
3 展示・普及教育活動	(1) 共通	2	1	0	障害者対応のハード改修は今後も課題(障害者用トイレのロック等)
	(2) 常設展・企画展等	8	0	0	
	(3) 普及教育活動	5	0	0	
4 施設の計画的な整備・維持管理		7	1	0	多言語化(英文以外)について方針の検討が必要
5 情報の発信と公開		5	1	0	R6より新システムによりデータベース公開
6 県民参加		5	0	0	
7 効果的・効率的な管理運営		4	0	0	
8 中核的博物館としての機能充実		8	0	0	
計		58	6	0	R4 a評価 56 b評価 8 c評価 0

1 定性的評価項目チェックリスト

a: おおむねできている b: ある程度できている c: 不十分

大項目	中項目	チェック内容	備考	R4	R5
1 資料の収集・保管	(1) 資料の収集	① 館が定めた中・長期的な収集方針に基づき資料収集が行われているか		a	a
		② 県民ニーズや時代の要請を踏まえて必要な資料収集が行われているか		a	a
		③ 客観的な評価を経て購入・受け入れをしているか		a	a
		④ 収集資料の燻蒸・クリーニングが適切に行われているか		a	a
		⑤ 標本作成途中の資料の管理が適正に行われているのか		a	a
	(2) 資料の保存管理	① 資料の収蔵スペースは確保されているか		a	a
		② 資料の収蔵環境は適正に管理されているか	空調なしの収蔵庫(地学第1及び生物液浸)	b	b
		③ 有害生物のモニタリングを実施し、その結果に基づき適切な対処をしているか		a	a
		④ 資料の修復や保存処理等の措置を必要に応じて行っているか		a	a
		⑤ 借用資料・寄託資料の更新手続きは適正に行われているか		a	a
		⑥ 資料台帳・データベースが整備・更新されているか	システム不具合未改善によるR6より新システムに移行	b	b
		⑦ 収蔵庫の入退室管理簿が整備されるとともに、適正に管理されているか		a	a
		⑧ 収蔵庫の鍵が適正に管理されているか		a	a
2 調査研究		① 学芸員個々の専門分野についての調査研究に取り組んでいるか	論文・報告書数増など	b	a
		② 調査研究活動を遂行するために必要な専門研修に参加しているか		b	b
		③ 調査研究の経過や成果を、さまざまな媒体・方法(著作物、展示、講演、研究発表等)で公開しているか		a	a
		④ 調査研究の成果を、国、県、市町村、地域社会等にさまざまな形で還元しているか		a	a
3 展示・普及教育活動	(1) 共通	① わかりやすく楽しめる展示の工夫をしているか		a	a
		② 栃木県障害者差別対応指針に基づき支援が必要な人のための対応がなされているか	状況に応じた配慮途上(身障者用トイレ未改修など)	b	b
		③ 温度・湿度・照度等の展示環境を適正に管理しているか		a	a
	(2) 常設展・企画展等	① 新収蔵庫棟を活用し常設展示資料の展示替えが適宜行われているか		a	a
		② 常設展の展示資料や設備等が適宜点検・整備されているか		a	a
		③ 常設展の展示情報が適宜修正・更新されているか		a	a
		④ 常設展の展示解説等が適宜実施されているか		a	a
		⑤ 中・長期的な企画展の開催計画を策定しているか		a	a
		⑥ 総合博物館として、人文・自然の各部門が連携協力した企画展・テーマ展等を開催しているか		a	a
		⑦ 県民ニーズや時代の要請を踏まえて、企画展・テーマ展等を開催しているか		a	a
		⑧ 調査研究成果の蓄積や、最新の学術情報を反映した企画展・テーマ展等を開催しているか		a	a
	(3) 普及教育活動	① 多様な参加者を想定したプログラムが用意されているか		a	a
		② 学校教育活動との連携を図っているか		a	a
		③ 教員指導者向けの支援・育成プログラムを実施しているか		a	a
		④ 事業実施にあたり参加者の安全が配慮されているか		a	a
		⑤ 学芸員実習や職場体験の学生・生徒を受け入れ、適切に指導しているか		a	a

4 施設の計画的な整備・維持管理	①	施設の維持・改善についての計画を策定しているか		a	a
	②	危機管理マニュアルを整備し職員に周知しているか		a	a
	③	緊急事態に対応できるよう、消防・避難等の訓練を定期的実施しているか		a	a
	④	休憩コーナー、授乳コーナーの設置や車椅子の貸し出し等、来館者が快適に観覧できる環境が整っているか		a	a
	⑤	利用情報や館内サインはわかりやすく表示されているか		a	a
	⑥	館内サインの英文表記など国際化への対応はとられているか	英文のみ、今後の多言語化方針要検討	b	b
	⑦	駐車スペースについて利用状況に応じた対応が行われているか		a	a
	⑧	感染症対策を徹底しているか		a	a
5 情報の発信と公開	①	館の使命や運営状況をホームページなどで公開しているか		a	a
	②	ホームページ、SNS等を活用して展示・普及教育情報を広く発信しているか		a	a
	③	収蔵資料の館外貸し出しに適切に対応しているか		a	a
	④	収蔵資料の特別利用(熟覧・撮影等)に適切に対応しているか		a	a
	⑤	二次資料(写真等)の特別利用(原板使用等)に適切に対応しているか		a	a
	⑥	資料のデータベースを公開・更新しているか	システム不具合未改善によるR6より新システムに移行	b	b
6 県民参加	①	ボランティア活動が活発に行われているか		b	a
	②	ボランティア研修が適切に実施されているか		a	a
	③	友の会、研究団体、文化団体等が館事業に参加する機会を設けているか		a	a
	④	施設利用のための情報が公開されているか		a	a
	⑤	オープンスペースを有効に活用しているか		a	a
7 効果的・効率的な管理運営	①	館として中長期的な経営目標を定め、職員に周知しているか		a	a
	②	館の事業や業務に関して、意思決定のための会議を定期的に行っているか		a	a
	③	事業面、管理運営面など全般にわたる自己評価を実施しているか		a	a
	④	事業面、管理運営面など全般にわたる外部評価を実施しているか		a	a
8 実 8 中核的博物館としての機能充	①	公開承認施設として資料を公開しているか		a	a
	②	県内の博物館職員を対象とした研修会・見学会等を実施しているか		a	a
	③	県内の博物館施設を対象とした協力・支援・連携事業を実施しているか		a	a
	④	県外博物館施設との相互協力事業を実施しているか		a	a
	⑤	地方自治体や各種組織に専門的な立場で助言・情報提供を行っているか		a	a
	⑥	大学、高校等の教育機関への寄与・貢献を行っているか		a	a
	⑦	県内外の学会、研究会等の運営に寄与・貢献しているか		a	a
	⑧	栃木県博物館協会の中心館として機能しているか		a	a

栃木県立博物館評価シート

2. 定量的評価

基準値：R元～R5の5年平均

評価基準 A:おおむねできている〔比率(90以上)〕 B:ある程度できている〔89～80〕 C:不十分〔80未満〕

分野	評価項目		基準値(a)	比率 (b/a×100)	評価	備考	R4
			実績値(b)				
1 利用状況	(1) 年間博物館入館者数		153,882 人	104.5%	A		A
			160,868 人				
	(2)レファレンス件数		747 件	83.8%	B		A
			626 件				
2 展 示	(1)企画展・テーマ展		14 件	92.9%	A		A
			13 件				
	(2)ロビー展示・トピック展示		11 件	114.0%	A		B
			13 件				
	(3)展示室利用率		95 %	98.0%	A	企画展・テーマ展なしの日26日	A
			93 %				
	(4) 来館者満足度		89 %	100.0%	A	R2.4からR4.6まで新型コロナの影響によりアンケートを実施していなかったため、基準値は令和元、4、5年度の3力年の平均とした	－
			89 %				
3 普及教育	(1)普及教育事業開催回数		156 回	117.3%	A		A
			183 回				
	(2)地域移動博物館	回数	7 回	100.0%	A		A
			7 回				
		人数	48,203 人	128.5%	A		A
			61,959 人				
	(3)出前授業		44 回	82.6%	B		C
			36 回				
	(4)学校来館数		126 件	95.2%	A		A
			120 件				
4資料の活用	(1)資料貸出件数		198 件	109.1%	A		A
			216 件				
	(2)新規 データベース公開件数		－ 件	－	－	R5はデータベース不具合により新規公開なし R6より新システムに移行済のため評価なし	C
5 調査研究	(1) 研究論文・研究報告書等件数		70 件	121.4%	A		A
			85 件				
	(2)口頭発表件数		29 件	97.9%	A		A
			28 件				
6情報の発信	(1)報道機関取材		64 件	61.1%	C	従来どおり取材記録書から件数を把握	A
			39 件				
	(2)ホームページアクセス件数		497,737 件	93.9%	A		A
			467,455 件				

3. 年度内に取り組んだ重点事業・新たな取り組み等

事業の概要	○ アフターコロナへの対応等 令和5年5月の新型コロナウイルス5類移行を受け、厚労省ガイドラインに基づく感染防止対策を図りながら、各種イベント・講座等を積極的に実施した。 ○ 企画展、テーマ展の開催 企画展「甲殻類ワールド～エビ、カニ、フジツボ、ダンゴムシ、ミジンコ&カブトエビ～」及び「花と虫～助けあい、せめぎあう植物と昆虫～」に加え、宮内庁宮内公文書館と共催で「近代皇室と栃木～とちぎ御用邸ものがたり～」を開催し、多くの方に来館いただいた。これらの企画展は、栃木県誕生150年イベントとすることにより、広報効果の増大を図った。 テーマ展は、歴史部門「下野薬師寺と龍興寺～鑑真和上とゆかりのある名刹～」、民俗部門「草・木・虫をめぐる栃木の民俗」、考古部門「巡回展 栃木の遺跡～最近の発掘調査から～」、美術工芸部門「みやびなる和様の美」、動物部門「世界の！ 栃木の！！コガネムシ～カブトムシだってなかまだよ～」、植物部門「地中に生えるキノコへトリュフとその仲間たち～」などを開催した。さらに、栃木県版レッドリストの改訂など時宜を得たテーマ展も実施した。 また、これら企画展・テーマ展の展示解説や、学芸員の調査研究等を通じて、本県の自然・歴史・文化の魅力や特色などの様々な情報を発信した。 ○ 普及教育事業の推進 市町や学校等と連携し、地域における移動講座や出前授業、「とちぎ子どもの未来創造大学」の実施などの普及教育事業を積極的に推進したほか、市町の博物館・図書館等で「移動博物館」を実施した。 ○ 各種メディアを活用した情報発信 ホームページやSNS等を活用し、行事イベントやボランティア活動について情報を発信した。特にX(旧Twitter)でのタイムリーな情報発信に力を入れた。 また、ホームページで学芸員の紹介を行っているほか、新聞コラム欄への定期的な執筆活動、マスコミからの取材への対応等を通して、調査研究に係る情報発信を積極的に行った。 ○ 県立博物館の日イベントの実施 県民に親しまれ、開かれた博物館を目指して、毎月第3日曜日に「県立博物館の日イベント(通称:県博デー)」を開催し、学校や関係団体等の協力を得ながら各種イベントを実施した。 ○ 他館、他機関との連携 3回の企画展を、それぞれ下野新聞社、NHK宇都宮放送局、宮内庁公文書館との共催により開催した。また、提携館の観覧により入館料の割引のある通称「M割」を引き続き実施した。さらに、保健福祉部(ナイスハートバザール)や県土整備部(中央公園指定管理者)とも連携し、来館者増を図った。 ○ 文化観光拠点計画への取組 文化観光推進法に基づき、「栃木県立博物館文化観光拠点計画」が、令和4年9月6日付けで文化庁から認定された。当計画に基づき、R5年度は、「とちぎの文化・自然」解説映像制作や講堂の上映設備整備等を実施した。
事業の成果	○ 宮内庁宮内公文書館と共催で「近代皇室と栃木～とちぎ御用邸ものがたり～」をはじめ、魅力ある企画展・テーマ展等を開催し、県民等に広く本県の歴史・文化や自然の特色・魅力についての紹介・普及等に努めたこと、また、各種メディアを活用し、様々な情報発信を積極的に行ったこと等により、本館入館者数は、周年展のあった前年度は下回ったが、コロナ禍前のH30年度を上回った。(H30:84,475人 → R5:97,164人) ○ 新型コロナウイルス感染症の5類移行により積極的な広報を行ったことで、講座や観察会等の参加者数が増加した。 ○ X(旧Twitter)で、時宜を得た情報発信により、フォロワー数とともに観覧者の感想などの書き込みが増加し、入館者増につながった。R5年度末のXフォロワー数は9,000人を超え、SNSは当館の重要な情報発信源となっている。 ○ 平成26年度から実施している「県立博物館の日イベント」では、「学芸員とおき講座」や「キッズツアー」などにより、毎回多くの入館者(平均850人/回)で賑わい、好評を得ている。 ○ 「栃木県立博物館文化観光拠点計画」に基づき所蔵資料の認知の拡大・活用を促進しており、観光目的入館者数や外国人入館者数等の当該計画のKPIは順調な伸びを示している。

4. 総合評価

基準値: 評価項目 1項目3点
実績値: 評価A 3点、B 2点、C 1点
総合評価: 実績値(合計)／基準値(合計)

評価の種類(項目数)	A評価	B評価	C評価	R4
定性的評価(11項目)	10	1	0	A評価 9 B評価 2 C評価 0
定量的評価(16項目)	13	2	1	A評価 13 B評価 1 C評価 2
総合評価	93.8%			91.4%

5. 自己評価総括

評価	○ 「定性的評価」については、「1 資料の収集・保管」、「2 調査研究」、「4 施設の計画的な整備・維持管理」、「5 情報の発信と公開」、「6 県民参加」、「7 効果的・効率的な管理運営」、「8 中核的博物館としての機能充実」において、おおむね達成できていた。 「3 展示・普及教育活動」については、設備改修の必要性のある項目があった。 ○ 「定量的評価」については、「2 展示」、「3 普及教育」、「5 調査研究」で概ね達成できた。一方、「6 情報の発信」で不十分な項目があった。 ○ 令和5年度の総合評価の数値は、令和4年度から2.4ポイント上昇し93.8%であった。約9万7千の本館入館者数を得たほか、展示や普及教育も前年度の評価を上回っており、「総合評価」としては、おおむね適正な運営であったと認められる。 ○ 今後も引き続き、博物館の適正な運営に努め、下記の課題について、関係部局と協議・連携の上、対応策を検討していく。
課題	○ SNS等を活用したさらなる情報発信 ○ 老朽化した施設の改修・修繕 ○ 収蔵資料を活用した事業の展開
対応の方向	○ SNS等を活用し、展示状況の動画配信等やイベント等についての情報を積極的に発信していく。 ○ 施設の改修・改善については、老朽化の現況や優先度を踏まえ、関係部局と協議・連携しながら引き続き予算の確保に努めていく。 ○ これまでも収蔵資料を活用して、常設展の小規模展示替え、企画展、テーマ展、移動博物館の充実、県内外の博物館、美術館、資料館などの展示への貸出し、小中高校の授業への貸出し、研究者による学術利用への協力等を行ってきたが、今後、さらに県民が関心を持つテーマに関する資料の機動的な展示や、県内の様々な地域・学校・各種団体等と連携した展示・普及教育事業の実施により収蔵資料の活用を促進していく。 ○ 文化観光拠点計画による国庫補助事業等も活用して、本館の収蔵物のみならず本県の貴重な文化資源の魅力を広く発信していく。

6. 博物館協議会総括

協議会の意見	1 調査研究は、博物館の様々な活動の基礎となる事業であるため、今後も調査研究活動について推進していくこと。さらに、その成果となる展示も含め、SNSの活用及びマスコミ等への広報活動を通じ、県内外への効果的に情報発信し、本県県民文化の向上や魅力発信に資すること。 2 老朽化した施設の改修・修繕だけでなく、より良い展示・収蔵環境の整備等、博物館施設の充実に向けて、関係部局と協議・調整の上、積極的な予算の確保に努めること。 3 令和5年4月から施行された改正博物館法では、教育や文化の振興、地域の文化資源活用の推進のため、博物館は関係機関や民間団体と連携を図ることとされている。これらの目的の達成のため、市町との一層の連携強化とともに、関係機関・団体と連携した取り組みを推進すること。
--------	---